

令和8年度 社会復帰調整官の採用案内

1 社会復帰調整官の職務、身分、給与

(職務) 保護観察所において社会復帰調整官として勤務します。

社会復帰調整官は、精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく処遇制度(以下「医療観察制度」という。)において保護観察所が行うこととされている生活環境の調査・調整、精神保健観察、関係機関相互間の連携の確保等の業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病等に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、俸給月額(基本給に相当)は採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用者の経歴や能力等を考慮して決定されます。社会復帰調整官には俸給の調整額が加算されます。

令和8年度は、行政職俸給表(一)3級の職員を募集します。

(参考:行政職(一)3級13号俸に認定された場合の俸給の月額は、307,400円です(令和8年1月現在。))

毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

2 勤務時間・勤務地等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。

(勤務地) 四国地方更生保護委員会管内の保護観察所(徳島、高松、松山、高知)に勤務します。原則として四国地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に人事異動(転勤)があります。ただし、昇進に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 社会復帰調整官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括社会復帰調整官、首席社会復帰調整官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

(研修) 採用後、東京都及び千葉県において1か月程度の全寮制による研修が実施される予定です。

3 採用予定・応募要件等

(採用予定) 令和8年4月20日(予定)に、徳島保護観察所で1名採用する予定です。

(採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。)

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。

(1) 医療観察制度の対象となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有すること。

(2) ア 精神保健福祉士の資格を有すること、又は、

イ 精神障害者の保健及び福祉に関する高い専門的知識を有し、かつ、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士、公認心理師若しくは臨床心理士の資格を有すること。

(3) 精神保健福祉に関する業務において8年以上の実務経験を有すること。

(4) 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の2に該当する者とする。

(選考方法) (1) 書類選考、(2) (書類選考の合格者に対する)一次面接、(3) (一次面接の合格者に対する)二次面接により選考を行います。採用は、二次面接合格者の中から決定します。

(応募手続・応募期間・面接日程・問合せ先等) 裏面を参照してください。

応募手続等

1 応募用紙の請求先・応募先

四国地方更生保護委員会 (請求先、応募先)	〒760-0033 高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎6階 TEL(087)822-5090
--------------------------	--

※ 郵便で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「社会復帰調整官応募用紙請求」と書き、180円切手を貼った返信用封筒（返信のための宛先を明記すること）を同封し、上記の請求先である四国地方更生保護委員会宛てに送付してください。なお、応募用紙は、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

2 申込方法

「社会復帰調整官採用試験受験申込書」に必要事項を記入（「留意事項」、「記入例」をよく確認の上、記入してください。）した上、必要書類（履歴書、志望理由書、資格を証明する書類の写し等）を添付し、上記の応募先へ郵送又は持参してください。

なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らか配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を適宜の様式に記載して提出してください。

3 応募期間

令和8年1月28日（水）から 令和8年2月13日（金）まで（郵送の場合、締切当日消印有効）

4 面接の会場・日程

	会 場	日 程
一次面接	徳島保護観察所 (徳島市徳島町2丁目17番地 徳島法務総合庁舎5階)	令和8年2月20日（金）
二次面接	四国地方更生保護委員会 (高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎6階)	令和8年3月13日（金）

※ 書類選考合格者に対し、一次面接を実施します。

5 採用予定庁、採用予定数及び必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定数	必要な実務経験年数
徳島保護観察所	1名	8年以上

※ 職務内容や勤務形態によっては、8年を超える経験年数が必要となる場合があります。

6 選考の結果

個別に通知します。

7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者（拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者）、平成11年改正の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）、又は採用予定期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）は、応募することができません。

8 全国の採用予定については、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）の「資格・採用試験」の項を御覧ください。